

**第7期さいたま市公民館運営審議会提言
市民の〈声〉が生きる公民館へ**

平成27年10月

さいたま市公民館運営審議会

市民の〈声〉が生きる公民館へ

1) はじめに；これまでの経緯

私たち第7期さいたま市公民館運営審議会は、社会教育法第29条とさいたま市公民館条例第22条にもとづき、さいたま市教育委員会の委嘱を受け、2013年11月に2年間の任期で発足、以来第6期答申『社会変化に対処する公民館のあり方について』を土台とし、さいたま市公民館の現状と課題についての討議を行っていた。

ところが発足後半年あまりたった2014年7月、大宮区三橋公民館でいわゆる俳句不掲載問題が発生する。同公民館の公民館報7月号において、三橋俳句会から出された「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句の掲載が拒否された、という出来事である。私たちはこの問題を大変重視し、同月末に開かれた第5回審議会以降、毎回それまでの経過を新聞資料等にもとづいてたどりながら、議論を重ねてきた。それは、この件がさいたま市公民館のこれからのあり方を考えるうえで抜き差しならない問題を提起していると捉えたからである。2015年3月には私たちは『さいたま市公民館運営審議会中間報告書』（資料参照）をまとめ、4月には稲葉教育長に同報告書を提出し教育委員会としての対応を要請した。以後、私たちは上記『中間報告書』で整理した「提言とりまとめに向けての論点」を土台として議論を継続し、本提言をとりまとめるに至った。構成は以下のとおりである。

- 1) はじめに；これまでの経緯
- 2) さいたま市公民館の位置
- 3) さいたま市公民館は市民の〈声〉に込えているか？
- 4) いま、さいたま市公民館に必要なことは何か？
 - ① 公民館の目的の再確認を絶えず行うこと
 - ② 公民館活動への市民の参加をさらに拡充すること
 - ③ 市民に親しまれる公民館だよりの編集体制を整えること
 - ④ 市民の信頼と期待に応える職員体制づくりにいっそう邁進すること
- 5) 市民の〈声〉が生きる公民館へ
- 6) おわりに

2) さいたま市公民館の位置

さいたま市には60館の公民館がある。市立中学校の数が全体で57校であるから、中学校よりも多くの公民館が市内に配置されていることになる。『平成27年度さいたま市公民館要覧』によると、平成26年度中の市内公民館の総利用者数は2,790,261人であった。さいたま市の人口が約126万人であるから、赤ちゃんからシニア世代まですべての市民が年に2回は公民館を利用していることになる。さいたま市は恵まれた公民館インフラを備え、多くの市民がそのインフラを利用して日々学習・文化活動に取り組んでいる。

さいたま市の各種行政プランにおいて、公民館等で行われる社会教育・生涯学習には大きな位置づけがなされている。

さいたま市の総合振興計画である『2020さいたま 希望(ゆめ)のまちプラン』(2014)では、「市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます」という「施策展開の方向」が示されたうえで、「一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します」ということが「後期基本計画」で確認されている。そこでは、とりわけ「学習成果の活用」が重視されている。

また、さいたま市の教育振興基本計画である『さいたま市教育総合ビジョン 一人一人が生き生きと輝く個性を育む』(2009)では、ステージ1の幼児教育、ステージ2の学校教育、ステージ3の青少年教育について、およそ24歳以降の成人を対象とするステージ4に社会教育が据えられ、「ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用」が基本方針として示され、「学習成果の発表機会の拡充」等の方向性が書き込まれている。

さらに社会教育・生涯学習の全体計画である『第2次さいたま市生涯学習推進計画 だれもが「学べる・活かせる・つながる」新たな生涯学習環境の構築』(2014)では、「学習活動のきっかけづくり」「多様な学習機会の拡充」「人材の育成」「成果を活かす仕組みづくり」「学びでつながる」「地域づくり・まちづくり」という6つの方向性が提起され、公民館をはじめとする社会教育・生涯学習施設のハードとソフトの充実施策が示されている。

このように、公民館等で行われる社会教育・生涯学習は「私たちがつくり、共に生きるまち」(『2020さいたま 希望(ゆめ)のまちプラン』)としてさいたま市を発展させていくうえで重要な位置を与えられている。

以上を一言で言えば、さいたま市における公民館の位置づけは市民にとっても行政にとってもすこぶる大きいということになる。

3) さいたま市公民館は市民の〈声〉に込えているか？

では、このように多くの市民によって利用され、市政においても重要な位置を与えられているさいたま市公民館であるが、それは現在どのような課題に直面しているのだろうか。私たち第7期公民館運営審議会は、そのことを今日まで考えてきた。そしてその結果、私たちはその課題を市民の〈声〉と公民館との関係に注目して考えてみる必要があるとの確信に至った。

さいたま市公民館は市民の〈声〉に込えているか？

私たちはこの観点からさいたま市公民館の現状を問い直し、課題を捉えることが必要ではないかと考える。それは第6期公運審が答申『社会変化に対処する公民館のあり方について』（2013.10）において提示した「地域社会に開かれた公民館」をめざしていくために、いま最も検討しなければならない喫緊の課題であると言えるだろう。

言うまでも無く、さいたま市公民館では、日々きわめて多くの市民が多様な〈声〉を発しつつ学習・文化活動を展開しているだろうし、職員たちはそれを受け止め質の高い公民館活動の実現のために努力を重ねていることだろう。賑わいに満ちた公民館は市民にとっては憩いの場であるとともに力を得られる場所であり、また職員にとっては働くことが喜びとなる場であるだろう。私たちは、さいたま市公民館の多くがそのような場となっていることを信じて疑わない。

だが、同時に、この間の審議や調査を通して、私たちは必ずしも市民の〈声〉が十分に反映されていない状態がさいたま市公民館において生じてきている現実にも直面せざるをえなかった。三橋公民館連絡協議会代表のヒアリングでは、合併によるさいたま市成立以後地区公民館の裁量性が縮小し地域づくり機能が低下してきていることが指摘された。『さいたま市公民館要覧』を見れば明らかなように、さいたま市の公民館運営は、生涯学習総合センター——10の拠点公民館——49の地区公民館という階層構造になっている。それはたしかに60館もの多くの公民館を管理するという面では合理的なシステムなのだが、市民の〈声〉に向き合い、受け止め、活かすという点から見ると必ずしもそれが容易になされるようなシステムにはなっていないのではないだろうか。

もとより私たちはさいたま市公民館の現行管理体制の転換を求めようというのではない。だが、このシステムが公民館運営に市民の〈声〉を活かすという「地域社会に開かれた公民館」づくりのための核心的課題を実現するうえで弱点を持っていることをリアルに認識し、しかるべき措置を講ずることが焦眉の課題であることを私たちは指摘したいと考える。

4) いま、さいたま市公民館に必要なことは何か？

前項で論じた課題意識にたって、いま、さいたま市公民館に必要なことは何であるのかそれを以下4点にわたって提言したい。

① 公民館の目的の再確認を絶えず行うこと

そもそも公民館の設置目的は何なのであろうか。社会教育法はその第20条で公民館の目的を次のように規定している。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

シンプルな規定である。だが、この「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」という規定に公民館が市民の〈声〉をもとに運営されねばならない根拠が示されている。この規定をいったいどのくらいの職員あるいは市民が意識しながら日々公民館活動にかかわっているだろうか。

この社会教育法の制定に深く関与した文部省社会教育課長（当時）の寺中作雄は、『公民館の建設』（1946年）と題する著作において、「公民館は公民の家である」としたうえで、「われわれの為の、われわれの力による、われわれの文化施設——それが公民館の特徴であり、公民館の本質である」と述べている。そこでは「平和的な国家及び社会の形成者」（旧教育基本法、1947年）としての公民を育むために国民ひとりひとりが積極的に関与して運営されるべき施設として公民館が構想されていたのである。

現行の『さいたま市公民館要覧』には、こうした公民館の目的にかかわる記述が十分書き込まれていない。公民館運営に市民の〈声〉が活かされるようにするためには、何よりも「公民館とは何であるのか」「その目的はどこにあるのか」についての市民及び職員による理解が不可欠である。例えば、以下のような取り組みが有効だろう。

- * 『さいたま市公民館要覧』やさいたま市ホームページの公民館関連情報欄に「公民館の目的」や「さいたま市公民館の歴史」についての記述を挿入すること。
- * 現在さいたま市公民館で配付されている「さいたま市公民館利用案内」をさらに充実させること。具体的には、さいたま市としてどのような理念に基づいて公民館を設置・運営しているのか、またさいたま市公民館はどのような歴史を経て今日に至っているのか、などが書き込まれることが求められるだろう。なお、各公民館で「私たちの公民館の利用案内」を独自に編集し、その館の歴史や館の紹介などがまとめられ挿入されるとさら

にすばらしいだろう。そのために市民参加による編集委員会を組織することができれば、内容はより利用者の経験に即し有益なものとなることだろう。

- * 少なくとも拠点公民館単位で定期的に「公民館入門講座」を開催し、公民館についての市民の認識を深めるよう努めること。
- * 『公民館利用の手引き』や「公民館入門講座」を公民館職員の研修にも活用し、職員の公民館についての認識をふだんに高めるよう努めること。
- * 公民館運営審議会と社会教育委員会議との懇談を年1回は実施すること。

② 公民館活動への市民の参加をさらに拡充すること

「われわれの為の、われわれの力による、われわれの教育・文化施設」としての公民館の発展は、市民の公民館活動への参加によってこそ可能となる。誰もが経験する学校教育とは異なり、社会教育の世界は「行ってみよう」という意思がなければ経験されることがない。行ってみて、出会いや発見、充実感や感動があつて、初めて社会教育の世界と〈私〉との間につながりが生まれ、〈私〉の心の地図に公民館という場所が確かな存在感をもって描き込まれることになる。

私たちが討議資料として読んだ片野親義『公民館職員の仕事』（ひとなる書房、2015年）において、著者が「活動に関心を持っているけど物理的に参加することが困難な方々」や「公民館で学ばなければならない課題を抱えているにもかかわらず自らの課題を解決することと公民館の活動が結びついていない方々」こそ「現代社会のなかで公民館が学びの中心にすえなければいけない人たち」であると指摘していることについて、審議会のなかでも共感の声を示された。障がいなど様々な困難を抱えた人々、多忙のため利用できない人々、ニーズを抱えながらもつなげられない人々など、公民館は、いま利用している市民はもとより、潜在的な学習ニーズを抱えながらまだ公民館を利用できていない市民の参加を積極的にはかることによって、活動を展開していくことが必要である。それは「われわれ」とは誰であるのかを問い直し、深め広げていく取り組みである。

審議会での討論では、「公民館における学びの質の転換が必要ではないか」という意見も示された。市民活動の現場などでしばしば採用されるワークショップのような参加型学習を導入するなど、市民がただ単に学びを消費するのではなく、よりいっそう能動的に学習に取り組むこと——自ら学びを創りだしていくこと——が必要であるという意見である。けだし卓見であるといえるだろう。さいたま市公民館で行われている学級や講座は「やって終わり」「聴いて終わり」になっていないだろうか。公民館活動の主人公としての市民がいかに学びの主体としての自己を育むことができるか——公民館における学習はそこに向けて多様な方法が模索され、努力が積み重ねられる必要がある。

公民館活動への市民の参加の到達点は公民館運営そのものへの市民の参加である。ここで重要なことは、そもそもさいたま市公民館は設置以来この意味での市民の参加によって徐々に育てられてきたという事実である。地域住民がどんなに地域の公民館を大事にしその発展に貢献してきたかは審議会の場でも様々なエピソードとともに語られてきた。例えば、会議中に回覧された浦和区の本太公民館・館報編集委員会発行の『館報から見た今昔 I 200号記念』（1997）に掲載された「公民館建設までの道のり」という一文には、市民が主体となって公民館がつくられていったプロセスが活写されている。

戦後間もない昭和26年3月18日、本太中学校内に本太北部公民館が設置されました。中学校の一室をお借りして地区内の事業所・会社社長さん等を中心に、15名位の地域の方々が集まって開館式を挙行了しました。

その後、昭和29年に元町公民館と館名を改正し、事業は戦後の意気高揚を目的として、講演とか教育講座を開きました・・・（中略）。

二代目館長（中略）の代になり、館が欲しいという声が多くなり、公民館建設促進委員会が発足しました。（中略）その後も代々の館長のもとで委員会を年二回開きながら検討しましたが、何れも名案は浮かびませんでした。（中略）

（昭和50年代に入り）七町会の会長と度々打ち合わせを行い、共同で用地の取得運動を展開し、まず手初めに市立高校正門前の畑地の320坪を地主さんの了解を得て、議員を通じ市に要請しましたが、公民館用地を市が買い取った例がないとして、不調に終わりました。

その後、議員さんより母子寮の跡地に、という話があり、児童福祉課に所属する母子寮の土地を社会教育課に委譲するという困難を、議員さんの長期に亙るご努力の結果、借地を児童福祉課で買い取り、その後社会教育課に渡すことに了解がつかしました。（中略）

約30年にわたり『館』の建設が待ち望まれたわけですが、皆さんの努力と地主さんのご協力に対し、心から感謝申しあげます。

館の内部備品350万円については、地元負担とのことで、各町会に世帯割でお願いして、2年間積み立てをしたり、匿名希望で多額の寄付を戴いたりして目標額を達成致しました。（下略）

このような経過を経て、本太公民館は昭和56（1981）年に建設・開館されている。それはまさに「われわれの為の、われわれの力による、われわれの文化施設」として公民館が建設されたプロセスそのものである。さいたま市公民館は、このように多くの市民

の努力の蓄積のうえにいまの形があることを私たちは理解しなければならない。公民館運営への市民の参加とは、こうした先人たちの努力を継承し、さらに発展させる営みとして捉えることができるだろう。

公民館活動への市民の参加を制度的に保障する要は公民館運営審議会である。この組織は、社会教育法第29条によって「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」と規定されている。だが、さいたま市の場合この審議会は60館に対してひとつしか設置されていないため、館ごとの実情に即した細かな議論は難しい。幸いなことに、さいたま市では60ある公民館のうち52の公民館に公民館運営協議会、運営委員会、連絡会、地域連絡協議会、連絡協議会といった名称の協力組織（以下、公民館運営協議会等と表記）が設置され、各公民館の地域の実情に即した運営に多様な層の意見を反映する仕組みが存在している。この既存の仕組みをどこまで広げ、深めることができるかは、公民館活動への市民の参加を促進するうえで重要な意味を持つことになるだろう。

また、必ずしもこうした制度的な手続きによらずとも、市民自身の手で講座をつくる取り組みを広げたり、公民館活動の様々な領域へのボランティアの参加を求めたりなど、公民館運営への市民の参加をはかるルートの開拓は様々な形で可能であるだろう。

以下、この項に関連していくつかの提言を行っておきたい。

- * 公民館の利用者層の拡大をはかるために、事業内容や実施時期、実施体制、広報体制等について各公民館でふだんに検討を行うこと。
- * 公民館に求められる学びのあり方について、職員、利用者、公民館運営審議会など、各セクターにおける研究と研修を深めること。
- * 公民館運営協議会等の構成と権限と運営体制を内規によって明確化すること。その際、各地区公民館の自治的で開かれた運営が可能となるよう最大限の配慮を行うこと。
- * 公民館運営協議会等の代表と公民館運営審議会との懇談会を年1回は実施すること。

③ 市民に親しまれる公民館だよりの編集体制を整えること

この1年あまり、私たちは公民館だよりとは何であり、それはどうあるべきなのかについて考えさせられてきた。ふだんは回覧板にはさまっていたり、郵便受けに入れられていたりする公民館だより。その公民館だよりはそもそもどのようにして編集・発行され、各家庭にたどり着いたりホームページにアップされたりしているのか——今回私たちはそのことそのものを学び直し、あるべき公民館だよりの姿について考えることになった。

公民館だよりについての集中討議を通して、委員の間で合意されたのは、公民館だよりは市民と公民館とをつなぐきわめて重要なメディアであるということである。同時に、

それは単に公民館側からの市民への一方的な情報提供ツールであってはならず、多様な市民の〈声〉が反映される双方向的なメディアでなければならないということも多くの委員から指摘されたことであった。何月何日にどういう講座がありますという情報提供だけでは、読み手はなかなか参加したいとは思えない。そこに「前回参加したら、こんなに楽しかったです」といった参加者の〈声〉や、「今回はこんな思いでこの講座を準備しています」といった職員の〈声〉が紙面に掲載されることによって、初めて講座情報は市民にとって生きて「伝わる」ものとなる。「顔が見える記事づくり」が重要である、ということだ。

さらに「公民館だよりそのものが学ぶためのメディアである」という意見も出された。単に事前に事業の情報を提供するだけではなく、その事業が終了した後にそこに参加した人々が何を学んだのか——それを伝えることが重要であるということである。それによってたとえ公民館に行くことができなくても学ぶことができる機会を保障し、公民館活動への関心を広げることにつながるのである。

「公民館だよりは市民が自分の地域を意識化するツールである」とする意見もあった。これも重視したい意見である。公民館だよりを通して、自分と同じ地域に暮らす人々やその人々のために働いている人々の〈声〉が聞こえ、それによって自分が生きる地域のイメージをバージョンアップしていくことができるのである。公民館だよりは地域づくりにとって決定的に重要なメディアである、ということだ。

では、どのようにすれば、「顔が見える記事」を満載し、市民の〈声〉が伝わる双方向的な公民館だよりの編集が可能となるのだろうか。そこで私たちは、市民参加による公民館だよりの編集体制に注目したいと考える。

現在、さいたま市内では、岸町、田島、美園の3公民館に市民参加の公民館だより編集委員会が設置され、日常的に市民の視線や声を活かした公民館だよりづくりが実施されている。岸町公民館を例にとれば、2004年の6月号から地域の情報を取り入れた紙面づくりが模索され、翌2005年2月号からは編集委員募集記事を定期的に掲載するようになっていく。その呼びかけに応じて集まった編集委員によって同年10月号からは編集委員が参画した紙面づくりが始まっている。11月には「広報誌作成講座」を開催して市民参加による公民館だより編集の意義や方法についての学びの場が設けられた。このような経緯を経て、2007年1月号からは編集委員によって作成された記事が公民館だよりの1面におかれることになっている。こうした取り組みをルール化するために、「「公民館だより岸町」編集事業実施要領」が作成されていることも注目されるだろう。何よりも、これらの公民館だよりは、様々な形で市民の〈声〉が取り入れられ、文字通り双方向的な紙面づくりに向けて努力がなされていることがよく分かる。

また、審議会では、かつて本太公民館で市民参加による公民館だより編集委員会が新館長の意向もあって活動を停止するに至った経緯がつまびらかにされた。市民の〈声〉にもとづく公民館だより編集のための仕組み作りにかかわる合意形成が何よりも重要であることがそこから見えてくる。

市民参加による公民館だより編集は、各地で取り組まれ成果をあげてきている。例えば、同じ埼玉県内の富士見市では4館ある公民館のそれぞれに編集委員会があり、それぞれ独自の紙面づくりが行われている。編集委員による取材記事、「あなたが選ぶ今年地域の5大ニュース」、サークルやまちづくり協議会等の活動紹介、など。ある館のたよりには、「公民館だよりを読んでの、ご感想やご意見をお寄せ下さい」と欄外に記されている。別の館のたよりのウェブページには、「〇〇公民館だよりは地域性が強いので、ホームページには画像加工した一部のみ掲載しております。お読みにになりたいかたは〇〇公民館までご連絡下さい」といった記載もなされている。東京都西東京市には6つの公民館があり、その全ての館の活動を取り扱う公民館だよりが編集委員会の手によってつくられている。この公民館だよりには、公運審の活動報告を行うコーナーもあり、自分たちの町の公民館のあり方をめぐっていま何が議論されているのかを市民がふだんに知ることができるようになっている。欄外の「目の不自由な方には『声』の公民館だよりをお届けしています」という記述など、細やかな工夫が目を引く紙面構成である。ちなみに富士見市でも西東京市でも編集のあり方に関する内規がつくられており、何のためにどうやって市民参加の公民館だより編集が行われるべきかの方向性が示されていることは重要である。

審議会のなかでは、こうした市民参加の編集委員会の重要性を指摘する声が相次いだ。その編集委員会が多世代にわたるものとなれば、紙面もよりいっそう豊かなものになるのではないかという指摘もあった。だが、同時に、公民館だよりの編集に協力してくれる市民を見出すことの難しさも語られた。地域の諸団体に担当者の派遣を依頼しないかぎりなかなか編集委員会が成り立たないのではという見方である。いずれにしても、市民参加の公民館だより編集委員会がどのような形で成り立ちうるかがその公民館と地域との関係を示す試金石であるという点で多くの委員の意見は一致した。

いくつか具体的な提言を示しておこう。

- * 公民館だよりを公民館活動に参加している市民の〈声〉が反映される双方向的なメディアとすべく、市民と職員との叡知を寄せ集めた編集・発行・配布がなされるよう努めること。
- * そのために市民参加による公民館だより編集委員会を各館ごとに設置し、市民の視点や声を活かした編集に努めること。

- * この編集委員会のあり方については各館ごとに内規を作成すること。
- * 公民館だよりの編集のあり方について市民と職員とが共に学ぶことができる「広報誌作成講座」のような講座を拠点公民館ごとに定期的で開催し、同じ行政区内の公民館が交流しあいながら公民館だよりの編集をすすめていくことができる体制を整えること。

④ 市民の信頼と期待に応える職員体制づくりにいっそう邁進すること

公民館において市民の〈声〉を受け止め活かすのは誰であろう。それは職員である。まず職員が市民の〈声〉を受け止めることができなければ、市民の〈声〉が生きる公民館をつくりだしていくことは不可能である。その意味で職員の役割はきわめて大きく、重要である。

だが、実際に公民館で働く職員にとって、市民の〈声〉を受け止めることはそう容易ではない。言うまでも無く、市民の〈声〉は多様である。役所の窓口や学校において市民の〈声〉に向き合うときとスタンスは異なる——彼/彼女らのミッションは市民の学びの主体としての自己成長の支援であるのだから——はずなのだが、その勘所をつかむには豊かな経験が不可欠である。1館に勤務する平均年数は3年、通算の公民館勤務年数は平均6年、である（平成27年度）。平成27年度の職員（非常勤を含む）のうち10.7%は公民館勤務の初任者である。

そもそも、現在さいたま市公民館の職員体制はどうなっているのでしょうか。

- 生涯学習総合センター：館長（職員）1、職員16（うち再任用1）、社会教育指導員（非常勤）5
- 拠点公民館（10）：館長（職員）10、職員31、社会教育指導員（非常勤）15
- 地区公民館（49）：館長（職員）1（非常勤）48、職員99（うち再任用43）、社会教育指導員（非常勤）50
- 教員出身館長41、職員として出向中の教員3

このように、公民館職員数276のうち非常勤職員は118、とりわけ地区公民館では198人の職員のうち98名と、数多くの非常勤職員のサポートを得ることによって運営がなされている。48名の非常勤館長のうち、41名が教員出身であることも注目されるだろう。

これらの職員に対してなされる平成27年度の研修は、以下の通りである。

○ 館長研修

- ・ 第1回「コミュニケーションとよりよい人間関係作り」（53名参加・終了）

- ・ 第2回「スキル・アップ講座」(平成28年2月頃を予定)
- 新任職員研修
 - ・ 第1回「基礎講座(公民館の在り方、接遇、事業の組み方)」(52名参加・終了)
 - ・ 第2回「プログラムの作り方」(43名参加・終了)
 - ・ 第3回「スキル・アップ講座」(平成28年2月頃を予定)
- 専門研修
 - ・ 「エクセル研修」(19名・終了)
 - ・ 「防災研修」(90名・終了)
 - ・ 「著作権研修」「コーチング研修」「システム操作研修」を今後予定

審議会においては、利用者と職員との豊かなコミュニケーションが何よりも重要であることが繰り返し指摘されている。その実現のために、職員体制のさらなる充実のための方策の検討が求められている。そこで私たちは次のような提言を行いたい。

- * 地区公民館長の権限の見直しをはかること。その際、各地区公民館の自治的で開かれた運営が可能となるよう最大限の配慮を行うこと。
- * 非常勤職員を含む職員の社会教育主事資格取得を奨励すること。少なくとも拠点公民館館長には取得を求めること。
- * 職員研修において、公民館の理念・制度・歴史等の公民館の存在意義にかかわる内容、コミュニティ・オーガナイザーとしての資質等、公民館職員に必要な力量の養成に不可欠な内容を拡充すること。
- * 公民館運営審議会において「職員研修のあり方」についての調査研究を深めること。あるいは、生涯学習総合センターに、センター職員、公運審委員、公民館運営協議会等の代表、外部専門家、等からなる「職員研修のあり方検討会議」を設置し、調査研究を深めること。

5) 市民の〈声〉が生きる公民館へ

私たちはこれまでに次の4つの提言を行った。

- ① 公民館の目的の再確認を絶えず行うこと
- ② 公民館活動への市民の参加をさらに拡充すること
- ③ 市民に親しまれる公民館だよりの編集体制を整えること
- ④ 市民の信頼と期待に応える職員体制づくりにいっそう邁進すること

これら4つの努力を積み重ねていくこと、換言すれば、市民と行政とが公民館の目的を絶えず再確認しながら、協働の取り組みを実践し続けていくことによって、地域に開かれた、市民の〈声〉が生きる公民館が実現していくことだろう。さいたま市の総合振興計画『2020 さいたま 希望（ゆめ）のまちプラン』は、「都市づくりの基本理念」として「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」とともに「市民と行政の協働」をあげ、次のように指摘している。

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

市民の〈声〉が生きる公民館づくりとは、まさにここで指摘されている「市民と行政との協働」そのものであり、その関係を広げていくための拠点づくりとしての意義を持つものであることを最後に確認しておきたい。

6) おわりに

冒頭に記したように、私たちは俳句不掲載問題を深刻に受け止め、当事者同士の話し合いによる地域的解決を求めるとともに、背後にある問題状況を解明し、課題を明示することに努力を傾注してきた。

長年市内緑区に住まわれている教育学者の大田堯氏（元日本教育学会会長）は、「生きることは学ぶことである」とする視点にもとづき、本件について「生存権に対する侵害行為である」との認識を示されている（『埼玉新聞』2014年9月22日）。私たちは、ひきつづき問題の地域的解決がなされることを希求するとともに、この機会にさいたま市公民館が「市民の〈声〉が生きる公民館」として再生するために何が必要であるのかを、市民と行政が共に考え、共有し、実践されることを心から願っている。

第7期さいたま市公民館運営審議会委員

委員長	安	藤	聡	彦
副委員長	生	越	康	治
	青	木	光	美
	有	賀		覚
	五十嵐	健		一
	稲垣	克		行
	大高	研		道
	柿塚	一二三		
	川西	美		紀
	黒岩			清
	清水	千		代
	鈴木	京		子
	谷崎	美智子		
	長岡	綾		子

(敬称略、50音順)

参 考 资 料

【資料】

第7期さいたま市公民館運営審議会中間報告書

本中間報告書は、第7期さいたま市公民館運営審議会委員長・安藤の提案（第1部）とそれに対して委員会メンバーが審議会第8回例会（2015年1月27日）においてそれぞれ発表した意見（第2部）とからなっている。

【第1部：提案】

1) はじめに

私たち第7期さいたま市公民館運営審議会は、社会教育法第29条とさいたま市公民館条例第22条にもとづき、さいたま市生涯学習総合センター館長の委嘱を受け、2013年10月に2年間の任期で発足した。

さいたま市公民館運営審議会は、2001年のさいたま市発足とともに設置され、以来6期12年にわたって熱心な討議を積み重ね、その結果を答申等のかたちで公表することによって、市内の公民館活動及び社会教育行政に対して大きな貢献をしてきた。とくに直前の第6期審議会では、アンケートと訪問調査とをふまえたうえで委員会の見解が整理され、答申「社会変化に対処する公民館のあり方について」を作成し、報告するに至っている。

私たち第7期委員会は、新規委員が15名中9名というフレッシュな委員会である。6期まで長年委員長を務めてこられた楠谷忠洋氏が退任され、正副委員長も交代することになった。そこで、第7期委員会では館長からの「諮問」という形はとらず、委員間での議論にもとづく「提言」をまとめるということで、審議の最初に確認を行っている。

細見副館長（当時）：まず答申について説明いたします。社会教育法の中で、公民館運営審議会の役割が定められています。公民館長は、「〇〇ということについて協議いただきたい」という形で審議会に対して諮問することができます。さいたま市の場合は、生涯学習総合センター館長が、皆様に諮問させていただきます。そのテーマに基づいて皆様に協議いただき、その結果出されるものが答申です。

一方、提言ですが、皆様の気づいた点、皆様の方から出されたテーマについて協議いただきながら審議会を進めていこうというものです。第7期については、諮問という形はとらず、提言という形になりますので説明させていただきました。

安藤委員長：ありがとうございました。答申は総論的とも言えます。提言は、ある意味、委員の皆さんの主体性、存在価値がより反映されます。調整可能な提言という形で成果

として2年後に向けてまとめていくというこの流れでいかがでしょうか。ご質問等ありますでしょうか。

委員：今のようにリードしてください。よろしくお願いします。

(「(第7期)第2回さいたま市公民館運営審議会議事録」、平成26年1月28日、pp. 2-3)

以来本委員会は、委員会全体でさいたま市の公民館運営の現状と課題についての知見を深めながら討議を積み重ね、最終的に提言をまとめるということを目指して、審議を行ってきた。

2) 中間報告書をまとめるに至った背景

審議会としての議論を順調に積み重ね、そろそろ提言テーマの絞り込みを行おうとしていた2014年7月、いわゆる「俳句不掲載事件」と称される事件が発生した。大宮区三橋公民館の公民館報7月号において、三橋俳句会から出された「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句の掲載が拒否された、という出来事である。

7月4日の最初の新聞報道以来、新聞（英字新聞も含む）はもとより、雑誌やラジオ、テレビ等において繰り返しこの事件についての報道やコメントがなされてきた。教育委員会事務局には各地から声が寄せられ、議会にも陳情が出され、審議会会場は傍聴者と報道関係者とでいっぱいとなった。戦後日本の公民館史上、一公民館の事業のあり方をめぐってこれほど全国的な関心を呼んだ事件はおそらく例がない。本委員会は、この事実を重く受け止め、7月、9月、11月の3回の例会において事務局からこの事件についての報告を受け、委員の間での意見交換を積み重ねてきた（詳細は、各例会の議事録を参照されたい）。また、10月28日（火）には、委員の自主的勉強会という形で、関係者からのヒアリングも実施した。11月の例会では、この事件がさいたま市の公民館運営のあり方にとって大変大きな意味をもつため、この時点で一定の中間報告書をまとめ、提言とりまとめに向けた足がかりとすることで合意が得られた。

3) 本中間報告書のねらい

本委員会は、今回の事件を重く受け止めている。それはこの事件が公民館活動の根幹にかかわるものであり、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とする社会教育法の規定（第3条）や「公民館における学習活動を通じて、コミュニティづく

りを推進し、『人と人をつなぐ、地域と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ』を支援していく」等の「平成26年度 さいたま市生涯学習総合センター・拠点公民館・地区公民館 基本方針」にふれるものであると認識しているからである。今回の事件をふまえたうえで、さいたま市の公民館運営にはいまどこに問題があるのか、どのようにしてそれを解決していくべきなのか、について議論を重ね、提言をまとめていくことが本委員会の責務である。そこで本中間報告書では、10月末の提言とりまとめに向けて必須の論点を整理することにした。

4) 提言とりまとめに向けての論点

さいたま市公民館運営審議会では、先述のように第6期末に答申「社会変化に対処する公民館のあり方について」（以下、「答申」と略記する）をとりまとめ、そこで「地域社会に開かれた公民館をめざして」という方向性を打ち出した。今回の事件では、この「公民館が地域社会に開かれるとはどういうことなのか」ということそのものが問われている。それゆえ、本委員会には、何よりも「答申」とさいたま市の公民館の現状とをつきあわせ、いまいちど問題を整理し、改善のための喫緊の課題をとりまとめることが求められる。

「答申」は、以下のように構成されていた。

1. 公民館をめぐる現状と課題
2. 地域住民に親しまれる公民館の運営
3. 地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備
4. 地域住民の参加による公民館活動

以下、2から4の各項目にかかわって、整理を行う。

① 地域住民に親しまれる公民館の運営

「答申」では、「公民館には、『つどう』『まなぶ』『むすぶ』の基本的役割があり、その役割を意識した上で、まず、住民に親しまれるものであること、また、生活課題や地域的課題解決のためのよりどころとして受け止められるものであることが肝要である」と指摘されている。私たちは、この「基本的役割」についてさらに認識を深めていくことが重要だろう。「つどう」「まなぶ」「むすぶ」とはいかなる活動であって、なぜそれらの活動が重要であるのか。いまいちど原点にもどって確認することが求められる。また、今回問われた「表現する」という営みとその意味について、あらためて真摯に考えることが不可欠である。

また、本委員会でも議論されたこの項目の「(4)啓発・広報活動の推進」について、議論を深めることも重要だろう。そこには、以下のように書かれていた。

公民館に対する理解と関心を高め、利用を促すために、あらゆる機会と場を捉えて、啓発や広報活動に努めることが望まれる。

公民館だより等は、いろいろ工夫して、継続的に回数多く出すのが望ましいと言える。単なるお知らせだけに終わらないで各種の学習活動の現状や成果の紹介、地域の歴史・文化・自然・産業など、また地域の課題や住民の生の声を取り上げたり、地域のニューネス性のあるものを盛り込み、公民館に親しみを持たせ、活動への参加を促し、コミュニティづくりの拠点としての機能を高めていく必要がある。

今回の事件は公民館報の本質にかかわるものである。その質を維持向上すべく、各地で住民参加にもとづく多様な発行体制整備が試みられてきている。そうした事例にも学びつつ、どのようにしてさいたま市における公民館報のあり方を向上させていくか、委員会としての議論を尽くしたい。

② 地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備

今回の事件で問われたもうひとつの点は、「公民館職員と地域住民とのかかわり」であった。「答申」は「職員のあり方」について、次のように指摘している。

公民館職員自らが、公民館はコミュニティ形成の場としても十分に機能するものでなくてはならないことを自覚して、広く住民に開かれた施設づくりに取り組まねばならない。

職員は、日ごろから研修に努めるとともに、研修の成果を積極的に実践に生かし、地域住民の要請に応じて、常に前進する公民館活動を実現することに努めなければならない。このため、研修体制や研修機会の整備・充実も欠かせない条件である。具体的な公民館活動の実務とともに社会教育全般について幅広く認識を高める必要がある。

また、公民館では学級・講座や事業等以外に、地域と公民館、地域と住民、住民と住民などをとりまとめたり、調整したりすることなど、職員自らがコーディネーターをすることが必要となることが多くある。

さらに、職員は公民館事業を実施したり、住民の学習活動を援助する役割を担ったりしているが、人と人との関わり方は、対等・平等の非権力関係にあることを理解しておく必要がある。

このことから、人間関係が大事にされないと、公民館活動そのものが硬直化してしまう恐れが多分にある。緻密な企画力、優れた指導力、手堅い推進力に加えて人間性が、公民館活動の成否を大きく左右することに注目しなければならない。

ここでは、職員の地域住民に対する関わり方について、特段の言及がなされていることに注目する必要があるだろう。例えば、「人間関係を大事にする」ための研修はどの程度なされているのであろうか。職員が単に公民館の管理人にならざるをえないような状況は発生していないだろうか。

公民館活動の充実にとって、職員の役割はきわめて大きい。職員のあり方ひとつで、公民館は生きも死にもする。さいたま市の公民館職員体制はいまどうであろうか、そこに問題があるとすればそれを改善するためには何が必要なのであろうか。この点について、私たちは現状を調査しながら、議論を深める必要がある。

③ 地域住民の参加による公民館活動

最後に、公民館活動にとっての地域住民の位置づけをいまいちど確認することが不可欠である。「答申」は指摘している。

コミュニティづくりの推進が大きな課題となっている今日、住民相互の連帯や共同意識の中で、自らの手で“われらの公民館”をつくり上げる意欲を高め、自発的に公民館運営に参画が得られるような体制づくりが強力に進められる必要がある。

今回の事件を通して私たちがあらためて知らされたのは、「われらの公民館」であるべき地域公民館が、一面では末端施設化することによって住民の手から離れつつある実態である。政令市であるさいたま市の60もの公民館を管理運営していくことは、たしかに容易な事業ではない。だが、もしもそれを本当に地域住民にとっての「われらの公民館」化していこうとすれば、「答申」が指摘するような「自発的に公民館運営に参画が得られるような体制づくり」を本気になっておすすすめなければならない。例えば、公民館運営協議会にせよ、他の形態での住民参加組織にせよ、その役割や権限をどうしていくかについて、これまでの歴史的経緯をふまえたうえで、目に見える形でのルール化をはかっていくことも必要となるだろう。「答申」も指摘するように、重要なことは地域住民の「公民館活動の主体としての自覚」のありようであり、その主体が主体である実質を担保するための参加の制度的保障である。「答申」はその制度設計については必ずしも踏み込んでいない。本委員会では、あらためて地域住民の公民館活動への参加の意味について確認したうえで、

どのようにしてそれを具体的にはかっていけばよいのかについて、これも他地域の多様な試みにも学びつつ、丁寧な議論を展開していかねばならない。

以上、「答申」の3つの柱に即して、本委員会で議論が交わされるべき論点の整理を行ってみた。これを新たな出発点として、よりよい提言づくりにむけて委員が真摯な学習と議論とを積み重ねていくことが必要である。

5) おわりに

本委員会に課された任務は大きい。私たちは、それぞれができるかぎり経験と智慧を出し、相互に切磋琢磨しながら、よりよい提言づくりにむけて進んでいかなければならない。そのために、教育委員会には最後に2つのことをお願いしたい。

① 今回の事件について第三者委員会を設置して調査・検討を行うこと

2) で指摘したように、今回の事件は多くのメディアの注目を集め、その議論はいまだに続いている。いったいなぜ今回のような事件が生じたのであろうか。そもそも事件発生の初期段階においてどのようなやりとりがなされ、どこに問題があったのであろうか。今回の事件を総括し、その教訓を今後の公民館運営に活かすことはさいたま市教育行政の重要な使命である。社会教育はもとより、地方行政や法律、マスコミ等の専門家を組織した第三者委員会を設置して、今回の事件についての総合的な調査報告書が作成されることを期待したい。

② 公運審の議論の独立性を尊重すること

公運審は、社会教育法とさいたま市公民館条例に従って設置されている審議会である。審議会は事務局からの資料提供等のサポートなくして運営されえないが、その議論はあくまで独立し、審議会内において自由闊達になされなければならない。事務局にはひきつづき議論のサポート役としての支援をお願いしたい。

この中間報告書を執筆している段階において、今回の事件は解決に至っていない。1日も早い解決が何よりも求められる。同時に、2度と同じような事件が起こらないようにするために、残り9ヶ月の期間を用いて議論を積み重ね、よりよい提言をまとめることが本委員会に求められている。

委員長：安藤聡彦

【第2部：意見】

青木光美委員：中間報告書案の「4」提言とりまとめに向けた論点の「②地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備」についてですが、概ね私もコミュニティを形成していく上で職員さんの研修がとても大事だという流れには賛同しています。

今回の議論の中で、三橋公民館でのヒアリングのご報告を伺ってすごく引っかかっている、あるいはどうにかしないといけないのかなと思っていることは、役割分担に関することです。「地域のお祭り等のポスターの判を押すにも一旦拠点公民館に判を取りに行かないといけない」だとか、「館長として住む地域の行事にすぐにでもゴーサインをだしてあげたいんだけど、手続き上ちょっと拠点に行かなきゃいけないこともあるんだよ、地元のこと地元でもっとできたらいいのにね」というお話がありましたが、それがすごく記憶に残っています。そういった拠点公民館と地区公民館の役割分担や、権限の範囲というのも職員さんが地域でいきいきとコミュニティに関わっていくのを少し阻んでいる側面もあるのではないかと感じています。今回この②のところ職員研修体制、在り方が問われていますが、ぜひ公民館体制についての議論も加えていただきたいと思っています。公民館をより地域に根ざして、親しまれているコミュニティ拠点とするためにも、館長さん、職員さんにとって仕事がよりいきいきと楽しくなるようにするためにも、職員体制に加えて、ぜひ権限の範囲、役割を、現場の声を大事にしながらどうすべきか議論していけたらいいのではと思っています。

また、「5」おわりにの「①今回の事件について第三者委員会を設置して調査・検討を行うこと」のところ、第三者委員会による調査・検討について促されている文章があります。三橋公民館でのヒアリングによると、自分たちの手で解決を模索していて、正面から向き合ってらっしゃるようになって感じています。今回のことを教訓とし今後活かしていかなきゃならないというのは当然ですが、第三者委員会に委ねる前に、一度三橋だけではなく、公民館の職員や教育に携わる方を選抜していただいて、自主プロジェクトチームのようなものを立ち上げていただき、今回のことを何が問題なのか、本当に問題だったのはなんだったのか、を検討されてはどうかと思います。今回の公民館報に関して個別のことは触れないということですが、掲載拒否の理由が12月に明らかにされたようなので、その理由に問題があったのか、それともやりとり自体が問題だったのか、今回の事件を自分たちでもう一度振り返っていただいて、今後どうしていけるのかということ、この掲載拒否の理由だけではなく、対応とかも含めた全てを自己分析するようなプロジェクトチームを立ち上げていただければなと思っています。三橋公民館だけの問題ではないので、できれば教育にかかわるいろいろな部署の方に携わっていただけるようなチームになればいい

いなと思っております。内部調査では足りないという意見や、外部から異なる視点で冷静な分析というのも大切だとは思いますが、私はさいたま市教育行政においてきちんと公民館の独立性や自治能力が発揮されると信じておりますので、まずは自主プロジェクトチームで自己検証をお願いできないかなと思っております。

最後に、掲載拒否理由が今回きちんと提示されましたので、これの是非を、これからみなさんでまた三橋でお話しになるとか、この理由に対してここから議論が深められていくと思しますので、さいたま市の公民館が良い方向に進めるように、この議論が決して勝ち負けで判断すべきことではないので、主張すべきところは主張し、訂正すべきところはきちんと訂正していきながら進んでいき、関係団体や市民の皆様にも暖かく見守っていただき、その都度ご協力ご理解をお願いしながら議論を進めていけたらいいなと思っております。

有賀覚委員：私はこの公運審に関わった時点で、公民館を今後どういうふうに関係を結びながらうまくやっっていこうかというところで、自分なりの意見を言ってきました。

昨年の7月に入ってからこの俳句不掲載の問題が発生しました。話を聞いていくうちに問題が大きいのではないか、また第6期の答申の内容が非常に軽んじて扱われているのではないかというような気がしました。第6期の答申について私も最初はよく分かりませんでしたが、読んでみればよくできている。この通り今回の問題を扱っていけばこのような大きな問題にはならなかったのではないかという気がしてなりません。この中間報告案でございますが、非常に安藤委員長の論理的な展開が心地よいというか、すんなり頭に入ってきました。なぜこの問題を審議しなければいけないのかということも書いており、この問題を解決するために何を具体的にやっっていこうかということも述べられておりました。前の年にはまさかこんな問題が起こるとは思われませんでした。問題が起きた時に前の答申が活かされていくのではないかと思います。我々はそれをもっと具体的に何をしていったらいいのかとか、そういうところに帰着していくのではないかと考えがありません。

やはり、今社会で問題になっているのはコミュニティのあり方の問題です。人間関係の希薄ということ言うのは簡単ですが、すごく問題が大きくて、そういう問題を打破していくための公民館であるのだと思います。私は青少年育成をやっており、自治会も関わっています。特に北区の自治会加入率は10区最低ということで、残念なんです。そういう点でもやはり住民との関連をこれからいかにしていくのか、それを理解していただける方がどんどん仲間作りをしていけばこれから変わるのかなと思います。何年かかるか分かりませんが、私が生きている間になんとかしたいなと思っております。

それとは別に今回の問題はとにかく、そんなに深い問題ではない。つまり相手を理解する心があれば、すぐに解決に至るのではないかなと思います。

そして、第三者委員会の件については、青木さんの意見と僕は同じ意見でございます。

また、「事件」という言葉にちょっと引っかかっております。「問題」というふうにしたほうがいいと思います。「事件」だと、誰か逮捕されたようで、牢獄に行ってしまうように感じてしまいます。

最後に、運動会の表彰状に公民館の館長名を書いて判子押すということですが、私がよく分からないのは、なぜ公民館が運動会に関わっているのかということです。たしか体育振興会を作ろうということで、体育振興会で全部行っているのではないかと、今まで思っていたものですから。特に、私の地区では体育振興会が主催で、公民館は全然関知していません。だからわざわざその判子もいらなし、表彰状も面倒くさいから辞めて、優勝カップだけということもありました。もう少し公民館が何をなすべきかというのを考えた方がいいのかなと思います。何でもかんでも公民館というのもちょっと問題ありかなという気が致します。

大高研道委員：内容に関しては異存はございません。もともと公民館というのは、自由でフラットな、対話的な学びの場であるべきだと思っておりますが、住民も職員も苦勞されてきた姿が僕は印象的でした。やはり対立的とか、正しいか間違っているかということよりは、いろんなことについて、いろんな考え方について話し合い、共有する場を保障することが公民館の一番の目的であるべきだと思うのですが、どうもこの間は行政と住民という形で、役割が非常に固定化しているような気がします。役割を固定化してしまっているから柔軟性がでてこなくて、それぞれの立場、組織を守るという形になっていくので、対話が成立しないと思うのです。そういう意味では、例えばこの報告書で「4」提言とりまとめに向けての論点」の「①地域住民に親しまれる公民館の運営」に、主体と客体の関係性があるように感じます。「行政は親しまれるための努力しなくてはならない」とか、なんとなくサービスを提供する人とサービスを楽しむ人たちの関係が固定化しているような、全体としてはそんな感じがします。「③地域住民の参加による公民館運営」というのは、ありきたりな表現な気がします。その後の文章で「最後に、公民館活動にとっての地域住民の位置づけをいまいちど確認することが不可欠である。」と言うのであれば、主体はまさに地域住民であって、その参加をちゃんと保障して促進するというのがむしろこれから大事だということが、今回の課題の教訓ではないかという気がします。やはり誰が主体で、誰のものであるのかということが見えなくなってしまうたり、そのような自由な参加というものを保障できないような事態が進んでいくことをとても気にしています。

さらに現状としては、地域住民の参加意識も非常に低くなっていますし、地域の関係性も希薄化している状況の中で、公民館への地域住民の参加というものをもっと呼びかけたという気持ちはあると思うので、むしろもう少し原点に戻って、今回の提言の中ではそういう表現に工夫してみたらいいのではないかというのが、私の考えです。

それから全体を通して一点だけ気になっていることは、例えば研修に関しても職員が未熟だというような考え方を前提にした職員教育を促進すると、結局マニュアル化していくと思います。先ほどルール化というお話もありましたが、管理マニュアルをつくっていくというものにしては絶対にいけないと思います。むしろ提案内容としては、そういうような方向性ではなくて、学び合うような運営の仕方というのが、本質の部分にあると思います。

もう一つは自由裁量権が各公民館にないというのが問題になっているので、場合によってはもう少し言及してもいいのではと思います。

柿塚一二三委員：安藤委員長は入学試験などでいろいろ忙しかったと思うのですが、素晴らしく丁寧にまとめられた文章をいただいて、内容もすごく分かりましたし、なるほどと思いました。

公民館の職員がやらなければならないことが、とても丁寧に書かれてあるのですが、では利用者はどうか、ということは書かれていません。公民館を利用している人にも公民館を正しく理解し、そしてそこにいろいろな責任が生まれてくると思います。そういうところが、どこかに盛り込まれてほしいと思いました。昔は、公民館利用者の代表者会議というものを開きまして、年に2回くらい公民館側から「公民館はこういう目的で、こういうことをやって、事業もこういうふうにたててますよ」という説明があって、交流といいですか、そういう機会があったものですから、職員と利用者とのコミュニケーションがよくとられていたと思います。今は、利用者が地域に限られていません。申込方法があのようになってしまいましたから、いろんな所から来る人がいるから、呼びかけても来ない。公民館に言わせると、利用者でありながら、利用する時だけきて、あと公民館側が親しくしてもらおうと思っても、そこにのってこない利用者が多くいるということをよく聞きます。利用者側も自分たちの公民館に近づいて、そこに何か得るもの、育つものもあるから協調していこうという姿勢が欠けてきてしまったと、昔と比較すると思います。

だから、「職員はこうあるべき」といっても、職員も社会教育の勉強を特にしてきた人だけではないから、急に辞令一本で公民館にきた人にとっては、とってもこれは負担ではないでしょうか。館長さんもお自分のところの職員の教育をなさっていると思いますが、今の若い方にそれが通じているのかどうか、自分たちで公民館をなんとかしていこうとい

う、意欲を盛たてるという手段が必要だと思います。

川西美紀委員：私も概ね安藤委員長の発表された報告書に賛成致します。今回の問題が起きた原因と、今後こんなことが起こらないようにするための調査、体制づくりが我々審議会の役割の一つだとは考えておりますけども、やはり解決に向けての時間を割く場合ではないと前回の委員会のなかでいろんなご意見を頂いて私もその通りだと思いましたので、ご提案されている第三者委員会のたちあげにも賛成致します。今回の三橋公民館の件から、今まで表立ってはなかなか見えていなかった、公民館が抱える現状や問題点がでてきて、これは三橋公民館に限らずいろんな公民館にとっても検討しなければならないと思います。この件を具体的に扱わないということではなくて、提言にむけての一つの材料といただきますか、しっかりと踏まえて、残りの時間でしっかりと提言づくりに参加していかないといけないと感じたところです。

長岡綾子委員：安藤先生の間接報告を読ませていただきました。大変よくまとめられていて、よく理解できました。改めて中間報告の意義を理解することができました。さらに、私たち審議会委員が提言に向けて進めなければならないという使命感を認識したところです。

この中間報告をまとめるに至った背景は、俳句不掲載事件の発生でした。「戦後日本の公民館史上、全国的に関心をよんだ事件はおそらく例がない」とありました。確かに振り返ってみますと、戦後何十年という長い歴史において、公民館は平穩に運営し、私たちの公民館として存在しています。しかし、決して平穩無事だけではなかったと考えます。長い時代の中でおそらく様々な問題が発生し、解決するために地域の公民館と地域住民は最善の手立てを施してきたのではないかと思います。その手段の一つとして、公民館は社会教育法第 29 条、さいたま市広報掲載基準第 4 条等を地域住民に説明し、理解を求め、お互いが話し、深い信頼関係を確立し、地域の拠点として運営されてきたのではないかと思います。

世の中は、日々実にスピーディに進歩し、想定外の事象の発生や、地域住民が公民館に求める価値観が多様化していると思えました。この中間報告にも記載されていますし、11 月までの議論にもありました事態に即した基準、又はガイドライン、ルール等を作成していただけるよう提言に盛り込んでいただきたいと思います。

「②地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備」ですが、私たち利用者が公民館を利用して、事実感じていることをこの審議会で報告し合い、思っていることはたくさんありますが、先生の文章を読んでいたならこれから議論をしたいとい

うことがありましたので、現状を調査しながら議論を進めていけばいいのではないかなと思います。そのなかで私たち利用者が公民館の職員体制についていろいろ感じていることはその時点で議論していきたいと思います。

「③地域住民の参加による公民館活動」で、私たち住民が公民館活動に対して望み、確立して欲しいことが適切に指摘されていました。地域住民が自発的に公民館運営に参画し、足を運びたくなるような親しみのある公民館の雰囲気作りが求められています。地域住民がさまざまな形で公民館にかかわるよう、公民館と地域住民のより深い信頼関係が構築されて欲しいと思います。それから「制度的保障」というところが答申でも全然触れていないと書いてありましたが、私もこの点を知りたいと思っております。先ほども申し上げましたが、地域住民が公民館にかかわるということで、公民館側からも住民側からもいろいろな問題が発生すると思います。一口に「親しみのある公民館」、「誰でも行ける公民館」といっても、自発的に行くということは何か目的がないと行くことができません。そして公民館が住民を取り込んで抱えるということは、4人の職員体制の中ではいろいろな問題が起きると思います。どうしたら本当に参画できる公民館になるか、この点ももう少しみなさんと詰めたと思います。あと一つは、公民館運営協議会等もありますが、形態は別として、公民館のあり方、運営のされ方をもう少し検討していただければと思います。

谷崎美智子委員：今回まとめていただきました報告書に関しましては私も概ね賛成です。私が運営審議会に参加させていただいて感じてきたことは、大変古い歴史のある公民館が、人間関係が希薄になったり、あるいはインターネットなどで急速な時代の変化にきちんと順応しているかどうかというところだと思います。今回の問題も運営側である公民館自体と利用者である地域住民との意識のズレがあった結果であり、それが浮き彫りにされた問題だったと私は思っています。このような問題が起きたからということではなく、やはりどんどん時代が変化する中で、大きな役割を担ってきた古い歴史のある公民館がより柔軟性をもって適応していければこれからもいい活動につながっていくのではないかと考えております。そういうことをこれからもこの場で考えていかなければいけないのではと思いました。

鈴木京子委員：中間報告案という形でまとめていただきまして、ありがとうございました。このように大きな問題になってしまい、なんとも残念に思います。第7期第7回さいたま市公民館運営審議会議事録の案を読みました。この報告書の終わりの方に公民館の役割、権限をどうしていくか、決まりも必要なのだろうと書かれていましたが、これは同感です。このようなことがなくてはいけないのではないかと考えておりました。また館長さんの言い分もよくわかりますが、今回のケースは両方のコミュニケーション不足のためにこうなっ

まったのではと思います。これは自然体で公民館側と利用者側とがもっと親しみのある会話等があった、そのような日頃からのお付き合いのなかから生まれてくることだと思います。この度の件はやはりコミュニケーションが圧倒的になかったということではないかと思えます。日頃の公民館活動が大切だと思っております。また私自身大切に思っている公民館とよりよい関係を希望しております。

清水千代委員：なぜこんな大きな問題になったのかと思うのが一つです。もっと三橋の公民館の中だけで解決できなかったかなと思います。もう一つはマスコミの報道が賛成反対の両方ではなく、片方ばかり載っている、少し偏っているような気がしました。

高後仁委員：概ねこの形で進めていければいいと思います。みなさんもお話されたように、誰もが望んでいるのがよりよい公民館活動が進められる状況をみんなで作っていききたいというところだと思います。その中身については想いが一致していると思います。

大きく三つの論点に分けていただきましたが、具体例を出していくのも必要だと思えます。どうしても地域によって公民館活動の差があるため総論的なまとめ方になってしまいますが、具体例を出していくことでさらに公民館活動に力が添えられると思えます。

最後の第三者委員会の設置につきましては、青木委員、有賀委員のお話にもありましたが、地域で解決に向けて努力されている状況を考えますと、いきなり第三者委員会ではなく地域と一緒に解決していく努力を続けていくことが両者にとってよりよい解決になるのではないかと思います。

また、有賀委員からもご指摘がありましたが、文言のところで「事件」という表現が気になりまして、ここはもう少し柔らかい表現でもいいのかなと思いました。

黒岩清委員：公民館の運営に関しては4つの項目がありますが、「②地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備」が私は一番大事だと思います。職員体制を重視していますが、先ほどのお話でコミュニケーション不足があったというご指摘がありました。私もその点が問題だろうと思えます。公民館の職員と利用者側が日頃からうまくいっていればこのような問題は起きなかつたらうと思えます。遡って考えてみると、昔は公民館の館長というのは地域の学校の校長先生を退職された方々がなっていました。私は大宮なので旧浦和のことはわかりませんが、地域のことは館長がよく知っていました。そういう方が中心になって公民館を運営していましたから、職員も含めてうまく回っていました。ところが政令指定都市になって、館長が2時間もかけて通ってくるというところも現実にはあるわけです。地域を全然知らないで、2年ぐらいで交代する。地域の勉強を

しようと思っても、地域にいないので細かい行事にも参加できません。そういうところが問題だと私は思っています。

そのようなところから派生して、このような事態になったのではないかと思っています。三橋の問題にしても、職員の管理体制といいますか、「自分がこの公民館を管理している」という建前になり、それが問題としてあがってきたのがこの問題ではないかと考えています。私は職員体制をよりしっかりしたものにしなければ、このような問題は収まりがつかないのではないかと思います。元の人事体制に戻せと言いたいところですが、それはなかなか難しいところもあると思いますので、よく配慮をしながら公民館の人事を考えていただきたいと強く言いたいと思います。

生越康治副委員長：今回の問題をきっかけに、「公民館だよりとは」とか「公民館とはそもそも何か」ということを、私自身も学ぶきっかけになりました。委員のみなさまや利用されている方々、マスコミ等で報道されているのを見て、結局何が問題なのかと思われた方もいらっしゃると思います。学ぶきっかけになったことは確かかと思えます。

学びの機会、いわゆる研修ということで、「②地域住民の信頼と期待に応える職員体制の充実、施設・設備の整備」に書かれていることですが、職員は職員で管理の仕方を一方的に研修するだけではやはり解決の方向にはいかないと思います。内部での研修も必要ですが、職員が管理の仕方だけを学んでしまうので、よきコーディネーターであるためにはお互い一緒になって学ぶことのできる研修を提案していくことが必要だと思います。この件に関しても、行政側と市民側が同じ場について自由に意見交換をすることがなかったと思います。さまざまな学習会が開かれていたとは思いますが、そこに行政側の立場としてどなたかが登場するという事は事例としてはあまりなかったのかなと思います。そのような意味では、立場を超えてどっちサイドということではなく、改めて「公民館だよりとは」、「公民館とは何か」ということを学ぶような研修のあり方も合わせて提案できればいいと思います。